

原子力災害対策関係法令（抜粋）

◎原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 165 号）

（緊急事態応急対策及びその実施責任）

第二十六条 緊急事態応急対策は、次の事項について行うものとする。

- 一 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
 - 二 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
 - 三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - 四 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
 - 五 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
 - 六 緊急輸送の確保に関する事項
 - 七 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
 - 八 前各号に掲げるもののほか、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項
- 2 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者その他法令の規定により緊急事態応急対策の実施の責任を有する者は、法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、緊急事態応急対策を実施しなければならない。
- 3 原子力事業者は、法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じなければならない。

◎消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）

（非常事態における消防庁長官等の措置要求等）

第四十四条 消防庁長官は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村（以下この条から第四十四条の三までにおいて「災害発生市町村」という。）の消防の応援又は支援（以下「消防の応援等」という。）に関し、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災害発生市町村の消防の応援等のため必要な措置をとることを求めることができる。

- 2 消防庁長官は、前項に規定する場合において、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、同項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、緊急に消防の応援等を必要とすると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該必要な措置をとることを求めることができる。この場合において、消防庁長官は、当該災害発生市

町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

- 3 都道府県知事は、前二項の規定による消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、その区域内の市町村の長に対し、消防機関（第九条に規定する機関をいう。以下同じ。）の職員の応援出動等の措置をとることを求めることができる。
 - 4 消防庁長官は、第一項又は第二項の場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、緊急に当該応援出動等の措置を必要とすると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村以外の市町村の長に対し、当該応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。この場合において、消防庁長官は、第一項の場合にあつては当該応援出動等の措置をとることを求めた市町村の属する都道府県の知事に対し、第二項の場合にあつては当該都道府県の知事及び当該災害発生市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。
 - 5 消防庁長官は、第一項、第二項又は前項に規定する場合において、大規模地震対策特別措置法第三条第一項に規定する地震防災対策強化地域に係る著しい地震災害その他の大規模な災害又は毒性物質の発散その他の政令で定める原因により生ずる特殊な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、当該特別の必要があると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、第四十五条第一項に規定する緊急消防援助隊（以下この条から第四十四条の三までにおいて「緊急消防援助隊」という。）の出動のため必要な措置をとることを指示することができる。この場合において、消防庁長官は、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事及び当該出動のため必要な措置をとることを指示した市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。
 - 6 都道府県知事は、前項の規定による消防庁長官の指示に基づき、その区域内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動の措置をとることを指示することができる。
- 7・8 （略）

○緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年政令第 379 号）

（特殊災害の原因）

第一条 消防組織法（以下「法」という。）第四十四条第五項の政令で定める原因は、毒性物質（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第二条第一項に規定する毒性物質をいう。）若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散、生物剤（細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律 昭和五十七年法律第六十一号）第二条第一項に規定する生物剤をいう。）若しくは毒素（同条第二項に規定する毒素をいう。）の発散、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はこれらの発散若しくは放出のおそれがある事故とする。

● 救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和 61 年自治省令第 22 号）

（消防常備市町村における救助隊の編成及び装備の基準）

第二条 消防本部及び消防署を置く市町村（一部事務組合又は広域連合を設けて消防本部及び消防署を置き、消防事務を処理している場合には、当該一部事務組合又は広域連合とする。以下「消防常備市町村」という。）の配置する救助隊は、人命の救助に関する専門的な教育を受けた隊員五人以上で編成するよう努めるものとし、別表第一に掲げる救助器具及び当該救助器具を積載することができる救助工作車その他の消防用自動車一台を備えるものとする。

（特別救助隊）

第四条 救助隊の配置基準数（前条第二項の規定による増減を行った場合には、当該増減後の配置基準数をいう。以下この項において同じ。）のうち、人口十万以上の消防常備市町村にあつては次の各号に定める数の合計数に一を加算した数（当該数が救助隊の配置基準数を超える場合は、当該救助隊の配置基準数とする。）、人口十万未満の消防常備市町村で中高層建築物、幹線道路、鉄道、空港、危険な作業を伴う事業場等に係る人命の救助が特に必要となると認められるものにあつては一の救助隊は、特別救助隊（人命の救助に関する専門的な教育を受けた隊員五人以上で編成し、別表第一及び別表第二に掲げる救助器具並びに当該救助器具を積載することができる救助工作車一台を備えた救助隊をいう。以下同じ。）とする。

- 一 人口十万を超え百万までの人口について、人口十五万で除して得た数（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。以下この項において同じ。）
- 二 人口百万を超え三百十万までの人口について、人口三十万で除して得た数
- 三 人口三百十万を超える人口について、人口四十万で除して得た数

2 （略）

（高度救助隊）

第五条 特別救助隊の数のうち、特別区が連合して維持する消防、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）（指定都市が一部事務組合又は広域連合を設けて消防事務を処理している場合には、当該一部事務組合又は広域連合とする。次条において同じ。）、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（同項の中核市が一部事務組合又は広域連合を設けて消防事務を処理している場合には、当該一部事務組合又は広域連合とする。）及び消防庁長官が指定する消防常備市町村にあつては、一以上の特別救助隊は、高度救助隊（人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員五人以上で編成し、別表第一から別表第三までに掲げる救助器具及び当該救助器具を積載することができる救助工作車一台を備えた救助隊をいう。以下同じ。）とする。

（特別高度救助隊）

第六条 高度救助隊の数のうち、特別区が連合して維持する消防及び指定都市にあつては、一以上の高度救助隊は、特別高度救助隊（人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員五人以上で編成し、別表第一から別表第三までに掲げる救助器具、当該救助器具を積載することができる救助工作車一台及び特殊災害対応自動車一台を備え、地域の実情に応じてウォーターカッター及び大型ブロアーを備えた救助隊をいう。以下同じ。）とする。

救助省令で規定されている救助隊別保有資機材一覧

別表1(一般・特別・高度・特別高度救助隊 対象)

	資機材名	一般	特別	高度	特高
一般救助器具	かぎ付はしご	○	○	○	○
	三連ばしご	○	○	○	○
	金属製折り畳みはしご 又はワイヤはしご	○	○	○	○
	空気式救助マット	○	○	○	○
	救命素発射銃	○	○	○	○
	サバイバーリング 又は救助用縄帯	○	○	○	○
	平担架	○	○	○	○
	ロープ	○	○	○	○
	カラビナ	○	○	○	○
	滑車	○	○	○	○
重量物排除器具	油圧ジャッキ	○	○	○	○
	油圧スプレッダー	○	○	○	○
	可搬ウィンチ	○	○	○	○
	ワイヤーロープ	○	○	○	○
	マンホール救助器具 救助用簡易起重機	○	○	○	△
切断器具	油圧切断機	○	○	○	○
	エンジンカッター	○	○	○	○
	ガス溶断器	○	○	○	○
	チェーンソー	○	○	○	○
	鉄線カッター	○	○	○	○
破壊用器具	万能斧	○	○	○	○
	ハンマー	○	○	○	○
	携帯用コンクリート破壊器具	○	○	○	○
検知測定用器具	生物剤検知器	△	△	△	○
	化学剤検知器	△	△	△	○
	可燃性ガス測定器	○	○	○	○
	有毒ガス測定器	△	○	○	○
	酸素濃度測定器 放射線測定器	△	○	○	○
保護用器具	空気呼吸器	○	○	○	○
	空気補充用ボンベ	△	△	△	△
隊員保護用器具	皮手袋	○	○	○	○
	耐電手袋	○	○	○	○
	安全帯	○	○	○	○
	防塵めがね	○	○	○	○
	携帯警報器	○	○	○	○
	防毒マスク	○	○	○	○
	化学防護服(陽圧式以外)	△	○	○	○
	陽圧式化学防護服	△	○	○	○
	耐熱服	△	△	△	△
	放射線防護服・個人用線量計	△	○	○	○
検索用器具	簡易画像探索機	△	○	○	○
除染用器具	除染シャワー	△	○	○	○
	除染剤散布器	△	○	○	○
水難救助用器具	潜水器具一式	△	△	△	△
	潜水救助器具一式	△	△	△	△
	救命胴衣	△	△	△	△
	水中投光器	△	△	△	△
	救命浮標	△	△	△	△
	浮標	△	△	△	△
	救命ボート	△	△	△	△
	船外機	△	△	△	△
	水中スクーター	△	△	△	△
	水中無線機	△	△	△	△
	水中時計	△	△	△	△
	水中テレビカメラ	△	△	△	△

	資機材名	一般	特別	高度	特高
山岳救助用器具	登山器具一式	△	△	△	△
	バスケット担架	△	△	△	△
その他の救助用器具	投光器一式	○	○	○	○
	携帯投光機	○	○	○	○
	携帯拡声器	○	○	○	○
	携帯無線機	○	○	○	○
	応急処置用セット	○	○	○	○
	車両異動器具 その他の携帯救助工具	○	○	○	○

別表2(特別・高度・特別高度救助隊 対象)

排除器具	マット型空気ジャッキ式	△	○	○	○
	大型油圧スプレッダー	△	○	○	○
	救助用支柱器具 チェーンブロック	△	△	△	△
切断用器具	空気鋸	△	○	○	○
	大型油圧切断機	△	○	○	○
	空気切断機	△	○	○	○
	コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー	△	△	△	△
破壊用器具	削岩機	△	○	○	○
	ハンマドリル	△	○	○	○
呼吸保護用器具	酸素呼吸器	△	○	○	○
	簡易呼吸器	△	○	○	○
	防塵マスク	△	○	○	○
	送排風機 エアラインマスク	△	△	△	△
検知測定用器具	耐電衣	△	○	○	○
	耐電ズボン	△	○	○	○
	耐電長靴	△	○	○	○
	特殊ヘルメット	△	△	△	△
救助用器具	緩降機	△	○	○	○
	ロープ登降機	△	○	○	○
	救助用降下機 発電機	△	△	△	△

別表3(高度・特別高度救助隊 対象)

高度救助用器具	画像探索機	△	△	○	○
	地中音響探知機	△	△	○	○
	熱画像直視装置	△	△	○	○
	夜間用暗視装置	△	△	○	○
	地震警報器	△	△	○	○
	電磁波探査装置	△	△	△	○
	二酸化炭素探査装置	△	△	△	○
	水中探査装置耐熱服 検知型遠隔探査装置	△	△	△	△

凡例	
○	必ず整備
△	地域の実情により整備
△	整備義務対象外(自主整備は可能)
△	NBC関連資機材

- 「一般」 救助隊
- 「特別」 特別救助隊
- 「高度」 高度救助隊
- 「特高」 特別高度救助隊

- **消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）**

- （NBC災害対応資機材）**

第二〇条 消防本部及び消防署を置く市町村には、当該市村の人口規模、国際空港等及び原子力施設等の立地その他の地域の実情に応じて、放射性物質、生物剤及び化学剤による災害に対応するための資機材（以下「NBC災害対応資機材」という。）を配置するものとする。

2 前項の規定により、市町村が配置するNBC災害対応資機材は、消防本部又は署所が管理するものとする。